

定例監査の結果

1 監査の期間

令和3年4月22日から令和3年5月7日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

都市整備部 都市計画課、公園緑地課

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

ア 屋外広告物更新許可について、許可の期間を満了した後に、更新許可申請があり、許可期間を遡って許可しているものが散見された。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、適切な事務処理をされたい。

(2) 公園緑地課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(イ) 建設工事請負契約約款に定められた工程表の届出を受けていないものがあった。

【建設工事請負契約約款第3条】

(イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】

イ 補助金交付事務において、市税の滞納状況を確認していないものがあった。

要綱に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【保存樹木・保存樹林補助金交付要綱第3条】

ウ 年度協定締結時に、年間施設使用料収入の調定がされていないものがあった。

法令等を遵守した適正な事務を遂行されたい。

【地方自治法第231条、会計規則第26、27条、年度協定書第3条】